全国港湾機関紙第372 号を拝読中の皆様こんにち

は。教宣部員の石渡です。

過去に何度か書いている

たので撮影に行きました。 たるレーサーが参加してい スが開催され全国から名だ

1レースから撮影を行

を撮っていまして特に最近 のですが、私は趣味で写真

では自動車やバイクレース

などを撮っています。しか

しながらレースのオフシー

C) 春闘中央行動院内集 会で訴え の一環として3月6~7日



同する意見が相次いだもの 取り組みについてまさに賛 であり、我々のこれまでの 各政党の議員先生方の反応 をきいていただくなかで、 となった。 ば我々の予想を上回るもの そして、我々の意見陳情

連同盟として新橋駅前宣伝 7動からはじまり産別労使 これまで、全国港湾・港

り組みの強化で以て我々の

ス、我々は更なる行動と取

この取り組み成果を踏ま

時0分より衆議院第1議員 方について率直に訴えてき 湾労働者としての立場考え の取り組みの経過と我々港 湾を兵站基地にするな!」 先生方に来ていただき「港 国民民主党・社民党の議員 会館に於いて立憲民主党・ 定の成果をみいだすなか、 である。 であったと振り返るところ 交換はまさに我々にとって 組みが未だ道半ばとはいえ 政党議員の先生方との意見 此度の院内集会に於ける各 「実を結んだ」といえる成 「中間的」に大いなる成果 ほんとうに、地道な取り 岸田政権に対し「NO!」

我々は、24港湾春闘行動

に掛け「4巻湾春闘中央行

そのなかで、3月7日8

でも協議を重ねるなかで

ールを続け、この間違った

いを促進するため本労働

業に従事した労働者の疾 のことで、石綿ばく露作 を上げたのは1978年

れており、そのために、

諸対応の迅速性が求めら

病の業務上災害の認定に

す。しかし、ここには港 ついての通達を出しま

視しています。

協力と「情報提供」を重

するための労働組合との

友好的な話会いを促進し

動」を実施した。

たと思えた瞬間であった。 みがまさに無駄ではなかっ 我々のこれまでの取り組 いる! 未だ道半ばとはいえ「港

港労連委員長 竹内 一) (全国港湾委員長代行・日

同盟は了解する。なお、

す。お楽しみに。 通っていたのですが、今で 性でありまして…最初こそ は賭けたくなるのが人間の 書いていたけど、やっぱり はボートレースそのものに レース場に行ったら少し位 撮影メインで戸田競艇場に ハマってます(笑)。 あっ冒頭で撮影目的って 次回は小島教宣部員で

体がなく困っていたところ ズンである真冬に撮る被写

に、ふと、アイデアが浮か

スがすべて中止に…。

を終えた時点で強風による

のですが、なんと6レース

優勝戦を楽しみにしていた である10レース目からの準 い、その日のメインレース

んできました。

『そうだ!ボートレース

行とう!」

江戸川競艇場で『G1江戸

つい先日のことですが、

れるヤギ『マッシロー』に である外れ舟券を食べてく

場合、健康被害者等との

円滑かつ友好的な話し合

た。日本政府が、重い腰 れたことは紹介しまし

であるが、解決のための

み促進を図っています。 て、被災者救済の取り組

しての「会員支援の制度」

組合から申し出があった めること。なお、本労働 円満に解決できるよう努

ハズレ舟券を食べさせて家

大賞』という大きなレー

路につきました。

り近場の戸田競艇場をメイ

というわけで、今年に入

たのに、まさかの中止。

失意のまま、江戸川名物

負け分を取り返そうとして

せっかく6レースまでの

に撮影をしていました。

アピールできたと痛感し 施した「丸の内デモ」に於 いても我々の訴えが大いに をつきつけよう! 続いて、院内集会後に実 全国港湾・港運同盟こと

実践しよう! にありき! 更なる取り組みの強化を

果であったのではなかろう

の運動が実を結ぼうとして 湾を兵站基地にするな!」

「声」を社会的に更にアピ

全国労働者共済生活協同組合連合会

会員企業は、本制度の趣

運営に努力すること。② 金制度の適正かつ円滑な

旨を理解し、自主的かつ

の補助金支給要綱」につ 使一体となって取り組み その原文を読んでいくこ 進めるに当たって、問題 る「石綿健康被害対応を 第2項 日港協が策定す 会で協議する 対策基金として確保した 国の関与を求める等、労 第51条 石綿被災対策 とにします(以下、原 いて、全国港湾及び港運 行う会員を支援するため 5億円の使途及び運用等 第1項 アスベスト労使 を強化する。 の本質には国に責任がた 51条「石綿対策」を読み について石綿対策小委員 石綿被害対策について、 使協定に至った経緯を紹 を進め、被害の対策と労 行政を交えた対策の協議 るとの労使の認識から、 介してきました。今回は 前回は、産別協定の第 って引き続き追求する。 制度の活用について、 組合と協力するよう努め るため、四者協議を継続 第4項 石綿被災者の救 その関与を労使一体とな る国の責任については、 宜、本労働組合に情報提 ること。③日港協は、 第3項 石綿被災に対す 供を行うこと。 成果が得られるよう労使 して行うこととし、その 済対策の国の関与を求め

産別協定 51

ら取り扱い基準が見直さ 60年代から多くの有識 第5項 石綿被災対策に ズ化などの対策が講じら 世界の国々でパレッタイ 者が、その危険性を指摘 していました。そのため については労使石綿対策 係る補助金における事項 れ、安全性確保の視点か 小委員会で協議する。 体となって努力する。 石綿については、

の趣旨を踏まえ、本助成 運営を支援するとの制度 安定的かつ継続的な事業 ①日港協は、会員企業の とする

ては下記に留意すること 本助成金の運用に当たっ

~第10章51条石綿対策~

協定の、もう一つの特徴 明示されています。この しとです。 と協力する」としている は2項一②に示されてい 促進するため本労働組合 かつ友好的な話し合いを るよう努める」として、 制度の趣旨を理解し、自 ます。「会員企業は、本 土的かつ円満に解決でき 健康被害者等との円滑 救済制度は、日港協と

々な安全対策を講じてき のに、労災対象の例示か とがわかっていたはずな 被害の一義的責任は国に たことは、前回に紹介し ら外していたのです。 の基金は、巨額の被災補 このことが書き込まれま あるとの共通認識が生ま 輸入され、港湾労働者が、 綿のほぼ100%が船で 示が欠けていました。石 円の基金を確保すること にあったからこそ、石綿 ましたが、こうした背景 業者の支援という目的が **質を行わざるを得ない事** に合意 (第1項) し、こ した。そのうえで、5億 れ、協定本文と第3項に はじめに石綿に触れるこ 湾労働者の荷役作業の例 その後、港湾労使が様 災者の相談活動を取り組 とです。各地区港湾は「相 認識が変わっていないと 該企業にあるという国の 認めても、その責任は当 の手続きを取らなけれ ています。問題は、訴訟 立に踏み出す運動を進め させ、国家賠償制度の確 起とし、その責任を認め が国の責任を問う裁判を ためて四者協議に進める 題を整理し、組合側もこ みを作ってきています。 るとの認識から、四者協 題の一義的責任は国にあ 労省)の推進を確認して 談窓口」を設置して、被 よう土俵づくりに努力を れを検討しながら、あら 実績はありますが、当初 これまで、二度の協議の 議で国の責任を問う枠組 いて、第4項で四者協議 ば、国が「労働災害」と ていることはよく知られ ことも現実で、行政交渉 いることも重要です。問 しています。建設労働者 んでいます。全国港湾と ても、この協定に沿っ (港湾労使と国交省、厚 たびに提起していま 目的通り進んでいない 。現在は、厚労省が課 一方で、国の責任につ